

府公第 47 号 - 1
平成 25 年 3 月 19 日

公文書管理委員会
委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙農林水産省行政文書管理規則改正案について、諮問します。

農林水産省行政文書管理規則（平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第1号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（監査責任者） 第7条 2・3（略） 4 <u>監査責任者は、前項に掲げる監査を補佐する者を指名することができる。</u></p>	<p>（監査責任者） 第7条（略） 2・3（略）</p>